

## 23. フィンランド ( F I )

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
23 フィンランド ( F I )	1	Kuulutusjulkaisu Utlaggningsskrift 特許出願公告明細書	フィンランド語 スウェーデン語	月 2 回	1968 ~	40001 ~		番号順
	2	Patenttijulkaisu Patentskift (Patent Meddelat) 特許発明明細書	フィンランド語 スウェーデン語	月 2 回	1961 ~ 1978 1968 ~	旧法 31201 ~ 37835 新法 40001 ~		番号順
	3	Patenttilehti Patenttidning 特許公報	フィンランド語 スウェーデン語	月 2 回	1934 ~	15894 ~	1942 ~ 1951 (19058 ~ 25521)	発行日順

概 要	備 考
<p>1. フロントページ （書誌的事項、発明の名称、主要図面）</p> <p>2. 次ページ以降 クレーム、明細書及び図面</p> <p>3. 識別コード「B」が付されている。 注）発明の要約（1980年10月以後に掲載）</p>	<p>特 許</p> <p>1. 種 類 （1） 発明特許 （2） 追加特許（1980年廃止） （3） 政府管理下の秘密特許 なお、当館では(1)のみ受入れている。</p> <p>2. 存続期間 （1） 1 - (1)、(3)...出願日から20年（延長なし） （2） 1 - (2).....主特許の存続期間</p> <p>3. 新規性判断の審査主義をとっておりその基準は内外国公知公用、内外国刊行物としている。 （審査請求制度なし）</p> <p>4. 1980年から出願公開制度を採用（予備公告） （出願日から18ヶ月経過後）</p> <p>5. 公告、異議申立（公告日から3ヶ月以内）制度あり。</p> <p>6. 1979年法改正によりノルディック特許制度廃止。</p> <p>7. 1968年法改正により公告明細書が発行される。</p> <p>8. 公告番号及び特許番号は同一番号を使用し識別コード及びINIDコード等で識別している。</p> <p>9. 出願日繰り下げ 出願日から6ヶ月以内に行った補正について、後日、申請により1回限りできる。</p> <p>10. 強制実施 権利付与から3年又は出願日から4年、若しくは継続して3年以上不実施の場合。</p>
<p>1. フロントページ 書誌的事項、発明の名称、発明の要約及び主要図面</p> <p>2. 次ページ以降 クレーム、明細書及び図面</p> <p>3. 公告明細書に識別コード「C」と特許付与日欄(45)に「Patentti Myonnetty年月日、Patent Meddelat」が押印されたものは、公告明細書が補正されずに特許明細書に。 「PATENTI JULKAISU」は、補正された特許明細書。</p>	<p>1972年までは国際特許分類とドイツ特許分類を適用していたが、1973年（46573～）からIPCのみ使用。</p>
<p>1. 一般事項 （1） INIDコードの説明 （2） 特許法条文の説明</p> <p>2. 分類別目次 （1） 出願公開（A） （分類 公開番号、公開日、出願日、出願番号、書誌的事項） （2） 告知（B） （分類 告知番号、出願日、出願番号、書誌的事項） （3） 特許（C） （分類 特許番号、公告日、出願日、出願番号、書誌的事項）</p> <p>3. その他 （1） 特許権移転その他リスト （2） 年金不納による特許権消滅リスト</p>	<p>1. 1968年の内容形式の変更に伴い、抜粋がなくなった。</p> <p>2. 1941年～1951年分は戦時欠号である。</p>

## 23. フィンランド ( F I )

国名	国別 整理 番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
23 フ イ ン ラ ン ド ( F I )								
	4	Mallioikeuslehti Mönsterrätts- tidning 意匠公報	フィンラ ンド語 スウェー デン語	月 2 回	1971 ~			発行日順
	5	Tauanamerkkilehti Varumärkest- iding 商標公報	フィンラ ンド語 スウェー デン語	月 2 回	1934 ~		1942 ~ 1951 (18151 ~ 25025)	発行日順
	6	Patenttilehti Patenttidning 特許索引	フィンラ ンド語 スウェー デン語		1961 ~			年 別

概 要	備 考
(3) 各種処分リスト (4) 訂正リスト	
1. 一般事項 2. 出願番号順ひな型見本 3. 出願番号順登録番号リスト 4. 登録番号順権利者名リスト 5. 存続期間延長リスト 6. 意匠権消滅リスト 7. 権利移転リスト 8. 拒絶リスト 9. 過去5年間統計表	意 匠 1. 存続期間 出願日から5年。但し、5年毎2回で最長15年まで延長可能 2. 1971年の法改正により意匠公報が発行されるようになった。 3. 審査制度有り。 4. 異議申立て - 公告日から2ヶ月以内
1. 一般事項 (1) INIDコードの説明 (2) 条文説明 2. 出願番号順商標見本 3. 登録番号順商標見本 4. 更新登録商標見本 5. その他 権利移転リスト及び名称変更その他訂正等	商 標 1. 種 類 (1) 普通商標 (2) 団体標章 2. 存続期間 登録日から10年。但し、10年毎に更新できる。 3. 審査制度あり。 4. 公告制度、異議申立（公告日から2ヶ月以内）制度あり。 5. 国際商品分類（1～34分類）、サービスマーク（35～42分類）を使用。 6. 5年継続不使用の場合は、取消することができる。
1. 一般事項 (1) INIDコードの説明 (2) 特許法条文の説明 2. 分類別特許索引 （分類、特許番号、公告日、出願日、書誌的事項） 3. アルファベット順、権利者名索引 （権利者名 特許番号、分類） 4. 特許番号順分類索引 （特許番号 分類） 5. 現存リスト	1. 当館では特許公報（整理番号3）と合本製本（1984年以前）